主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人鈴木喜太郎の上告趣意中には、憲法一四条違反をいう点もあるが、賭博開 張図利の行為は、何人に対しても禁止され、これによつて何人も差別なく処罰され るのであるから、所論違憲の主張部分は前提を欠くものであり、その余は、量刑不 当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても 同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致で、主文のとおり決定する。

## 昭和四二年三月三〇日

## 最高裁判所第二小法廷

裁判	長裁判官	奥	野	健	_
	裁判官	草	鹿	浅 之	介
	裁判官	城	戸	芳	彦
	裁判官	石	田	和	外
	裁判官	色	Ш	幸太	郎